

別記関係団体御中

平素より大変お世話になっております。

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室の岡本です。

先日、「特定健康診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」を公表させていただきましたが、P,22の※2の記載につきまして、下線部を訂正させていただきましたのでご連絡いたします。

ご査収の上、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

【訂正前】

※2 分割実施を行う場合には、2回合計で1人当たり80分以上の個別支援。

情報通信技術を活用した遠隔支援は、遠隔支援で使用する教材や対象者の知識や理解の度合いに応じて、おおむね90分以上。

↓

【訂正後】

※2 分割実施を行う場合には、2回合計で1人当たり80分以上のグループ支援。

情報通信技術を活用した遠隔支援は、遠隔支援で使用する教材や対象者の知識や理解の度合いに応じて、おおむね90分以上。

※厚生労働省ホームページ

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172888.html>

\*\*\*\*\*

岡本 麻美子

厚生労働省保険局

医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線：3386）

\*\*\*\*\*



事務連絡  
令和3年2月3日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医療費適正化対策推進室

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」  
の公表について

特定健康診査及び特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定保健指導の実施方法に関しては、令和3年2月1日付け健発0201第11号・保発0201第6号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」において、ビデオ通話が可能な情報通信機器を活用した初回面接におけるグループ支援の実施を可能とするとともに、情報通信機器を活用した継続支援について、対面で行う場合と同等のポイントを算定することとされたところです。

これを踏まえ、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」について、改訂を行い、厚生労働省のホームページ（※）に公表しておりますので、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるようお願いいたします。

（※）厚生労働省ホームページ

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172888.html>

**【担当】**

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医療費適正化対策推進室 岡本・橋本  
TEL:03-5253-1111（内線3386）  
[tekiseika01@mhlw.go.jp](mailto:tekiseika01@mhlw.go.jp)

(別記)

団体名
<b>保険者及びその中央団体</b>
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
<b>都道府県</b>
都道府県国民健康保険主管課
<b>健診・保健指導実施機関等</b>
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
<b>その他関係団体</b>
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会

(別記)

団体名
<b>保険者及びその中央団体</b>
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
<b>都道府県</b>
都道府県国民健康保険主管課
<b>健診・保健指導実施機関等</b>
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
<b>その他関係団体</b>
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会